

大阪市監査委員 金子 光 良
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 21 年 7 月 17 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、多賀谷 俊史監査委員は、地域振興会関連の役職を務めていることから、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

大阪市（市民局）は、市民局地域振興課内に席を置く任意団体・大阪市地域振興会（以下「市地域振興会」という。）に年間約 1 億円の地域振興活動補助金及び約 3 億 2,500 万円の地域振興交付金（平成 18 年度までは委託料）を支出し、各区地域振興会に配分している。また、市は、市地域振興会（事務局）に約 2,000 万円（内約 1,200 万円は区の分担金として区への補助金を還流）の公金を支出し管理させてきた。

しかし、上記補助金等の用途については、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）（以下「補助金規則」という。）や補助金等のあり方に関するガイドライン（平成 19 年 3 月）に反する違法不当な公金の支出に当たり、市は平成 17 年度以降の自主的な庁内調査の際も調査せず、是正を違法不当に怠り市に損害を生じさせている。

度重なる各区地域振興会への補助金不正受給が発覚したことが反省として市地域振興会に生かされず、放置されてきたことは不誠実な行政として市民の不信を招くこととなっている。直ちに市に返還されるべきである。

第 1 に、各区地域振興会に配分される補助金・交付金（委託料）は、「分担金」として市地域振興会（事務局）に還流され、収支決算報告書も作成されず、実際には市地域振興会事務局職員 2 名の人件費に支出されていた。

第 2 に、市地域振興会事務局職員は、日本赤十字社大阪府支部大阪市地区本部（以下「日赤市地区本部」という。）職員を兼任し、日本赤十字社大阪府支部（以下「日

赤府支部」という。) から年間 900 万円の人件費を支給されながら、市地域振興会会計から別名目で人件費を補充してきた。会計もさることながら、職務内容も不透明である。また、市民局に席を置きながら何ら市との契約もなく長年にわたり根拠のない便宜供与を受けてきた。

このような他の自治体にはない日赤職員まるがかえで、事務局へ公金をう回させて日赤職員の人件費や退職金を支給してきたことは、市民を欺く行為である。ちなみに、歴代事務局長は市職員OBである。これでは、市の天下り先を保障していることにほかならない。

市民局も昨年までは「市地域振興会大会経費以外は公金が支出されていないため、決算報告書などは不存在」と言っていた。今回、市地域振興会の決算報告書等関係文書を公開請求したことで、初めて平成 15 年度にさかのぼって決算報告書が作成され、その内容を知るに至った。

第3に、「基金」は、実際は事務局職員の退職金などに消費され、裏金に当たると考えられる。

今回作成され公開された決算報告書等によれば、平成 15 年度から平成 20 年度までの 6 年間に支出された公金は、少なくとも 1 億 1,400 万円を超える。

よって、市長は、補助金規則及び要綱等により、直ちに違法不当に支出された公金を返還させあるいは不当利得の返還を求め、市の損害を回復し、差止を含めた再発防止策を設けるなど関係者らに必要な措置を講じる責務がある。

市地域振興会会計は、以下の 4 種類に分かれている。

(1) 市地域振興会大会・赤十字奉仕団大会事業補助金会計

収入は市の補助金と地域振興会からの負担であり、すべて公金である。昭和 50 年以降毎年開かれながら、その収支報告はされてこなかった。

(違法不当性)

- ・平成 15 年度以前の収支記録なし。補助金の使途報告が行われていない。
- ・補助の対象となる大会の内容は、永年勤続者の表彰と娯楽鑑賞のための 2 時間であり、100%市の補助金で行う意義がない。根拠も不明である。少なくとも平成 18 年度以降は、「上限 50%」が適用されるべきである。
- ・一律に永年会長職に就いていたことだけで表彰されることは、団体の不透明運営と無関係ではなく、各連合地域振興会の会計にも影響を与えている。
- ・補助金支給は根拠不明のため、今後の補助金については中止するか、2 分の 1 に減額すべきである。

(2) 市地域振興会事務局経費会計

(違法不当性)

- ・平成 15 年度から平成 17 年度は委託料で、委託内容が不明。
- ・平成 18 年度以降の分担金は、区交付金の一部を分担金として上納させている。
- ・会長会費は、各区 6 万円を 24 区から上納させているが、これも公金。これが人件費の不足分と言われているが、実際は不明。
- ・余剰金を「基金」としているが、実際は裏金・プール金であり、事務局職員の退職金などに充てられてきた。

- ・大会経費の助成金は不要。大会開催についてどこで決められているのか。2,000人を超える各地の町会長も知らない。
- ・各種研究費はホテル代、飲食費は不要。旧態依然とした会議内容に驚く。即刻中止すべきであり、飲食費は返還を求めるべきである。

(19年度の例)

- ・「女性部長研究会」：24名参加。大阪キャッスルホテル。講師：市民局課長代理。昼食代 3,450 円×30=133,575 円、会場費 46,200 円、合計 179,775 円。
- ・「幹部研究会」：各区副会長 60 名参加。大阪キャッスルホテル。水上消防署視察。料理代 5,000 円×28、飲み物 67,900 円、バス代など合計 321,618 円。
- ・「各区会長会」：毎月 1 回 24 区会長、市関係者が出席。市役所会議室、市長公館、中央公会堂などが会場。役員改選時は昼食付き。キャッスルホテル会場費 63,000 円、食代 3,000 円×32=96,000 円、コーヒー450 円×32。全日空ホテル、KKRホテルなど会場費 260,760 円は不要。
- ・「地域振興研究会」：各区会長、市関係者 28 人、KKRホテル、昼食代 8,000 円×28=224,000 円、飲み物 2,000 円×26=52,000 円
合計 304,100 円
- ・「年末懇談会」：各区会長、市関係者 27 人、大阪全日空ホテル、食事代 12,000 円×27 人、飲み物 65,100 円など合計 477,500 円
- ・「交通費」：会長利用のタクシー代ほか 141,000 円
- ・日赤市地区本部分担金は、意味不明。地域振興会事業を日赤市地区本部に委託している費用とあるが、事業内容不明。要は人件費。平成 16 年度から平成 20 年度まで合計 1,140 万円、すべて原資は公費である。
- ・繰越金、基金への繰出しなど、公金がプールされているに過ぎない。裏金調査で調査・報告されるべきところ、除外されている。すべて市に返還されるべき。合計 12,238,187 円。

(3) 「わがまち」会計（機関紙編集代）

事務局が年 4 回発行の機関誌「わがまち」編集を行う。

(違法不当性)

- ・平成 15 年度から平成 17 年度までは、繰越金が多いが、調整されずに基金へまわされている。
- ・毎年、市地域振興会と日赤市地区本部との間で「わがまち」発行や会長会開催の業務委託契約が結ばれ、委託料が支払われている。この委託料がどこに計上されているか不明。
- ・この会計からも日赤分担金として 1,000,000 円が支払われている（19 年度、20 年度）。単に日赤への寄付金ではないのか。

(4) 地域振興会基金会計

- ・平成 20 年度から、災害対策積立金 12, 125, 791 円、退職手当積立金 720, 000 円、合計 12, 845, 791 円

(違法性)

- ・もともと、市民局から市地域振興会への補助金・交付金から、区地域振興会へ配分され、区地域振興会から一定額を分担金として市地域振興会に上納し、その剰余金がプールされてきたものである。多額の繰越金が生じながら、使途の検討もなされず、収支報告書さえ作成なしで市が追認してきた責任は大きい。まず(1)から(3)の会計の違法な支出の調査・是正が行われ、そのうえ剰余金が発生した場合には市に返還される必要がある。

以上のことから、市地域振興会への補助金は、この際徹底して支給対象及び内容を検討し、明確な根拠や必要性を確立したうえで、決定すべきである。

監査委員は、市長に対し上記の違法不当な公金の支出を取り消し、過去に遡って市に与えた損害を回復させるよう、また、市地域振興会事務局・日赤職員に対し不当利得返還請求権を行使するなど、関係者らに必要な措置を講じるよう、勧告することを求める。

なお、市地域振興会への公金支出に関する決算書などが作成されてこなかったことから、今回初めてその内訳が明らかになったものであり、住民監査請求の期間制限を受けない。

返還請求額 85, 901, 825 円

(内訳)

- ・大会会計：18 年度～20 年度計 2, 657 万 6, 046 円×1/2=13, 288, 023 円
- ・事務局経費会計：15 年度～20 年度支出合計 60, 297, 091 円－2, 529, 080 円（事務関係費）=57, 768, 011 円。大会経費、各研究会費、会長会費、地域振興研究会費、年末懇談・交通費、役員改選費、日赤市地区本部分担金等は、事務関係費以外は返還すべき。
- ・「わがまち」会計：日赤分担金 2, 000, 000 円を返還すべき。
- ・基金会計：平成 20 年度までの基金残額 12, 845, 791 円

- 事実証明書
- ・市民局から市地域振興会への交付金・補助金一覧
 - ・市地域振興会会計決算報告書（15 年度～19 年度）
 - ・市地域振興会事務局の会計説明資料（19 年度、一部 20 年度）
 - ・各区地域振興会決算報告書から、市地域振興会への分担金あるいは会長会分担金、「わがまち」購読料など区からの公金還流を示す支出費目。
 - ・公金の流れを示すフロー。
 - ・平成 20 年度市地域振興会大会内容を示す資料

[監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。]

2 請求の受理

本件請求は、市地域振興会に対して平成 18 年度から平成 20 年度に支出された市地域振興会大会補助金並びに各区地域振興会に対して平成 15 年度から平成 20 年度に支出された地域振興活動補助金及び地域振興交付金のうち請求人が分担金として市地域振興会（事務局）に還流したとするものについては、いずれも補助金規則等に反するなど、違法不当な公金支出であるとしてなされたものと解される。

(1) 市地域振興会大会補助金について

請求人の問題とする平成 18 年度から平成 20 年度の当該補助金の支出（交付決定）については、いずれも 1 年を経過している。

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 2 項は、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した時は、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとし、正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

この点、請求人は、期間徒過の正当理由について何ら主張するものではないが、当該補助金の支出は、公然となされ、情報公開請求等によれば、それぞれ交付決定の時点（問題とされる最終支出である平成 20 年度分でも平成 20 年 7 月 11 日）において、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されることから、それらから 1 年を経過して提出された当該請求部分は、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する期間徒過についての正当な理由があるとは認められない。

(2) 地域振興活動補助金及び地域振興交付金のうち分担金として市地域振興会（事務局）に還流したとするものについて

ア 財務会計上の行為等の該当性

請求人は、専ら市地域振興会の各会計における用途項目を問題にしているが、住民監査請求の対象となり得るのは、本市職員等による財務会計上の行為等に限定され、また、市地域振興会への分担金支出も、あくまで本市とは別個の団体である各区地域振興会の行為であって、そもそもこれらの点からすると、当該請求は、適法請求とは言えないとみることも可能ではある。

しかしながら、当該補助金及び交付金の支出については、各区役所において交付決定、精算等がなされ、各区地域振興会から市地域振興会への分担金支出も各区役所職員が各区地域振興会の事務局職員の立場で行い、また、市地域振興会も、本市とは別個の団体であるとはいえ、実質的にみて事務局が市民局に設置され、事務局に市職員 O B が就き、本市で地域振興を所管する市民局と密接な業務上の連携・協力関係にあることなどからすれば、市民局、区役所、区地域振興会、市地域振興会という一連の当該補助金及び交付金の流れについて、

一体として実質的にみて本市職員等による公金支出と同様視すべき特段の事由があるとみるのが相当とした。

イ 請求期間徒過と正当理由の有無

請求人の問題とする平成 15 年度から平成 20 年度の当該補助金及び交付金の支出（精算）については、平成 20 年度分を除き、いずれも 1 年を経過している。

法第 242 条第 2 項は、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した時は、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとし、正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

また、特段の事情について、一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が右の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、正当な理由の有無は、そのように解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきとされている。

この点、請求人は、期間徒過の正当理由について「市地域振興会への公金支出に関する決算書が作成されてこず、今回内訳が明らかになった。」と主張するものの、市地域振興会（事務局）が、請求人（の一部）に対して市地域振興会会計に関する情報提供を行ったのが平成 21 年 4 月 9 日及び 22 日、また、日赤市地区本部への人件費支出に関する新聞報道は同年 4 月 20 日であり、それらから、およそ 3 か月を経て提出された当該請求は、相当な期間内に監査請求を行ったとは言えず、平成 19 年度以前分については、1 年を経過したことに正当な理由があるとは言えない。

以上から、本件請求のうち、各区地域振興会に対して平成 20 年度に支出された地域振興活動補助金及び地域振興交付金のうち請求人が分担金として市地域振興会（事務局）に還流したとするものについて、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本市が、各区地域振興会に対して平成 20 年度に支出された地域振興活動補助金及び地域振興交付金のうち請求人が分担金として市地域振興会（事務局）に還流したとするものについて、請求人の主張する事由から、本市職員等に違法不当な公金の支出があったか否か。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 21 年 8 月 5 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、市地域振興会事務局の収支報告書（平成 15、16 年度分）に係る「不存在による非公開決定通知書」（平成 21 年 2 月 12 日付け）、「日赤募金ご協力のお願い」（平成 21 年 5 月 3 日付け）、「日赤募金のご協力お礼とご報告（回覧）」（平成 21 年 7 月 24 日付け）、「大阪市地域振興会 大阪市赤十字奉仕団の運営のてびき」（平成 20 年 10 月発行）（以下「運営のてびき」という。）の提出がなされた。

請求人からの請求の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・市地域振興会への補助金の流れがおかしいと疑問に思ってきた。市地域振興会に集まる公金の実態がどうなっているか監査してほしい。
- ・なぜ市地域振興会事務局が市民局の中にあるのか。市地域振興会の事務局職員は、日赤市地区本部の職員を兼ねている。ある時は市地域振興会の事務局職員で、ある時は日赤の職員と使い分けることは違法である。
- ・住民から見ると連合から先の上納はわからない。市の補助金が還流されている。明らかにして不必要なものを返還してほしい。
- ・区地域振興会の収入にはめったに会費収入はなく、分担金のほとんどは公金である。

3 監査対象局の陳述

市民局及び区役所を監査対象局とし、平成 21 年 8 月 20 日に市民局長、天王寺区长ほか関係職員より陳述を聴取した。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 市地域振興会及び市赤十字奉仕団の組織等

「運営のてびき」によると、市地域振興会と市赤十字奉仕団は、地域、会員、役員を同じくする一体の組織であり、コミュニティ活動を中心にするときは市地域振興会として、災害訓練などをするときは市赤十字奉仕団として活動しているとのことである。また、市地域振興会及び市赤十字奉仕団に関する組織要綱は存在するが、事務局の設置に関する規定はない。

市地域振興会及び市赤十字奉仕団の歴史、組織要綱等は次のとおりである。

ア 歴史

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）制定にともない、日本赤十字社が地域で災害救助を担う「赤十字奉仕団」の結成を全国に呼びかけ、これに応じたことから始まった。

大阪市では、昭和 22 年 11 月からの 2 年間で当時の 22 区のすべてに赤十字奉仕団が結成された。昭和 24 年 10 月に 22 区の赤十字奉仕団の連合体として「大阪市赤十字奉仕団」（当初は「日本赤十字区奉仕団委員長連絡協議会」）を結成して、災害救助や戦後復興などに大きな役割を果たしてきた。

赤十字奉仕団への加入が地域の隅々まで及んだことから、行政広報などの行政協力活動も多くなった。さらに、戦後復興も終わり都市化が進む中で、地域における新たなコミュニティづくりが求められるようになった。そこで、新たなコミュニティづくりを担う組織として、市赤十字奉仕団と構成員・役員を同じくする一体の組織として、昭和50年6月に「大阪市地域振興会」が結成された。

市地域振興会は、その目的として、①コミュニティづくり、②日本赤十字社事業への協力、③市政・区政への協力という3つの活動を掲げ、市民の力によるまちづくりを進めている。

イ 市地域振興会の活動

市地域振興会は、地域住民が能力・労力・時間を出しあって、地域社会の福祉増進に尽くす住民自治組織である。「自らの町は自らの手でつくる」を合言葉として、区内の各種行事に参画するとともに、環境の美化など住みよいまちづくりに努めるために、次のことを行っている。

(ア) コミュニティづくり

- ・区民まつり、区民文化のつどい、こどもカーニバル、たこあげ大会などコミュニティ事業への参加と協力
- ・夏まつり、運動会など地域行事の主催。子ども会、女性会、老人クラブなどの育成
- ・町内の清掃など美化推進と安全なまちづくり
- ・その他のコミュニティ育成活動

(イ) 市地域振興会だより「わがまち」の発行(年4回)

回覧板で周知

(ウ) 市政・区政への協力

町会掲示板によるポスター掲示や回覧板による行政情報の広報や、各種委員の推薦

ウ 市赤十字奉仕団の活動

震災などの災害に備えて、避難や炊き出しなどの救助の訓練を市と協働して実施している。また、市(区役所)の災害対策本部と被災者をつなぐ協働機関として活動している。

特に、阪神淡路大震災の教訓から、住民による初期救助活動を担う「地域防災リーダー」(平成8年度発足)が市により組織されているが、市赤十字奉仕団は地域防災リーダーの人選と組織運営に協力している。

地域防災リーダーは、消防署による初期救助活動の講習(訓練)に参加している。また、情報連絡用に各赤十字奉仕団には、市(区役所)から携帯無線機が配置され、災害時に備えている。

(2) 「大阪市地域振興会組織要綱」(昭和50年3月29日制定)

ア 目的

地域の連帯感をたかめ、人間性豊かで潤いのある町づくりに努めるとともに、市区行政の円滑化並びに日本赤十字社の事業に協力し、もって地域社会の福祉の増進と、その向上を図る。

イ 組織

(ア) 構成

- ・区地域振興会は、区内の連合振興町会をもって構成する。
- ・市地域振興会は、区地域振興会をもって構成する。

(イ) 任務

- ・区地域振興会は、連合振興町会及び市地域振興会との連絡調整を図り、事業の計画・推進並びに助成にあたる。
- ・市地域振興会は、区地域振興会との連絡調整を図り、事業の審議、研究、計画及び助言にあたる。
- ・赤十字奉仕団大阪府支部委員会の事業に協力し、その推進と円滑な運営にあたる。

ウ 役員会

- ・区地域振興会役員会は、区地域振興会正・副会長及び連合振興町会長をもって構成する。
- ・市地域振興会役員会は、市地域振興会正・副会長及び区地域振興会長をもって構成する。

(3) 「大阪市赤十字奉仕団組織要綱」 (昭和 28 年 3 月制定)

ア 趣旨

博愛精神により日本赤十字社の行う各種事業に協力奉仕するとともに、地域社会の福祉を増進して、その向上発展を図るため篤志奉仕を行う。

イ 組織

(ア) 構成

- ・区赤十字奉仕団は、区内の連合赤十字奉仕団をもって構成する。
- ・市赤十字奉仕団は、区赤十字奉仕団をもって構成する。

(イ) 任務

- ・区赤十字奉仕団は、連合赤十字奉仕団及び市赤十字奉仕団との連絡調整を図り、事業の計画・推進並びに助成にあたる。
- ・市赤十字奉仕団は、区赤十字奉仕団との連絡調整を図り、事業の審議、研究、計画及び助言にあたる。
- ・赤十字奉仕団大阪府支部委員会の事業に協力し、その推進と円滑な運営にあたる。

ウ 役員会

- ・区赤十字奉仕団役員は、区赤十字奉仕団正・副団長及び連合赤十字奉仕団長をもって構成する。
- ・市赤十字奉仕団役員は、市赤十字奉仕団正・副団長及び区赤十字奉仕団長をもって構成する。

(4) 補助金及び交付金の規定等

法第 232 条の 2 において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとされている。

また、本市においては、補助金については、補助金規則を定めており、地域振興

活動補助金及び地域振興交付金については要綱を定めているが、その主な内容は次のとおりである。

ア 補助金規則

(ア) 目的

補助金等（補助金及び利子補給金）の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図る。

(イ) 補助金等の交付の決定等

市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例及び規則に違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

また、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の遂行に関する報告を求めることができる。

(ウ) 補助金等の額の確定等

市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(エ) 決定の取消し

市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(オ) 補助金等の返還

市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

イ 地域振興活動補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行 最近改正平成 20 年 5 月 20 日）

(ア) 目的

コミュニティづくりをはじめ、行政情報の周知等行政協力を担う本市各区地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り込まれる事業に対し補助金を交付する。

(イ) 対象事業等

補助対象事業は、①コミュニティづくりに関する事業、②福祉・健康に関する事業、③安心して快適なまちづくりに関する事業、④環境美化に関する事業、⑤その他地域の活性化につながる事業であり、市の補助金を受けている事業、営利を目的とする事業等は補助対象としないとされている。

補助対象経費は、報償費、印刷製本費、分担金（事業における分担金）等とされ、地域振興会会員に対する報償費や見舞金等の交際費は、補助対象とならないとされている。補助額は、補助対象経費の総額の2分の1に相当する額とされ、補助金額の算出基礎は、1区あたりが750,000円、1連合振興町会あたり30,000円、1振興町会あたり7,500円、1振興町会あたりの世帯数（7,500～20,000円）を積算した額とされている。

(ウ) 取消し

市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとされている。

(エ) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市地域振興活動補助金実績報告書に、補助金の交付決定額とその精算額、収支決算書、補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）、経費の支出を確認できる領収書の写し等、補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム等を添えて市長に提出しなければならない。

また、市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができるとされている。

ウ 地域振興交付金交付要綱（平成20年4月1日施行）

(ア) 目的

市地域振興会の活動に対し、交付金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とされている。

(イ) 交付対象等

地域振興交付金は、市地域振興会が行う①行政連絡事項の周知に関する活動、②関係機関等との協働に関する活動、③地域振興会の運営に関する活動、④その他市が特に依頼する事業に関する活動など行政協力活動の経費を対象とするものとされている。

交付先は、各区地域振興会とされ、各区地域振興会への地域振興交付金の算定基準額は、1区あたり1,000,000円、1連合地域振興会あたり30,000円、1振興町会あたり35,000円、1振興町会あたりの回覧回付世帯数に応じて35,000～45,000円を積算した額とされている。

(ウ) 取消し

市長は、交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとされている。

(エ) 実績報告

申請者は、交付決定通知を受けた事業が完了したときは、10 日以内に大阪市地域振興交付金事業実績報告書に、活動実績報告書、活動別使途報告書を添付して市長に提出しなければならないとされている。

また、市長は、申請者に対し必要に応じて立入検査を行うことができるとされている。

エ 「地方公共団体歳入歳出科目解説」（月刊「地方財務」編集局 編）

上記解説書によると、補助金及び交付金については、次のように記載している。

(ア) 補助金

一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。

(イ) 交付金

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、もっぱら報償として一方的に交付される点において異なるものである。

(5) 地域振興活動補助金及び地域振興交付金の交付手続き等

平成 20 年度地域振興活動補助金及び地域振興交付金の交付手続き等については次のとおりである。

ア 地域振興活動補助金

(ア) 交付決定等の手続き

交付申請については、大阪市地域振興活動補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）第 4 条に基づき、区地域振興会会長から市長あてに、「大阪市地域振興活動補助金交付申請書」を提出することにより行われている。同申請書には、交付を受けようとする補助金の額及び算出の基礎、補助事業等の名称、目的及び内容が記載され、事業計画書及び収支予算書等が添付されている。

交付決定については、補助金要綱第 5 条第 1 項に基づき、市長から区地域振興会会長あてに、「大阪市地域振興活動補助金交付決定通知書」により通知されている。

なお、区地域振興会からの市長あて交付申請書の受付及び市長から区地域振興会への交付決定通知については、区役所において執り行われている。

予算配分については、区地域振興会への交付決定通知後、区長から市長あて、「予算追加配分について（要求）」が出され、市民局にて決議後、区役所へ配分されている。

区役所においては、予算配分を受けた後、概算払などにより区地域振興会に

支出している。

(イ) 補助金の交付実績

平成 20 年度における補助金の交付実績は、101,891,860 円である。

イ 地域振興交付金

(ア) 交付決定等の手続き

交付申請については、大阪市地域振興交付金交付要綱（以下「交付金要綱」という。）第 5 条に基づき、区地域振興会会長から市長あてに、「大阪市地域振興交付金交付申請書」を提出することにより行われている。同申請書には、交付を受けようとする交付金の額及び算出の基礎、交付の対象が記載され、回覧回付世帯数を確認できるものが添付されている。

交付決定については、交付金要綱第 6 条第 1 項に基づき、市長から区地域振興会会長あてに、「大阪市地域振興交付金交付決定通知書」により通知されている。

なお、区地域振興会からの市長あて交付申請書の受付及び市長から区地域振興会への交付決定通知については、区役所において執り行われている。

予算配分については、区役所から区地域振興会に対する交付決定後、区長から市長あて、「予算追加配分について（要求）」が出され、市民局にて決議後、区役所へ配分されている。

区役所においては、予算配分を受けた後、前金払いにより区地域振興会に支出している。

(イ) 交付金の交付実績

平成 20 年度における交付金の交付実績は、325,590,323 円である。

(6) 区地域振興会から市地域振興会への分担金支出について

平成 20 年度における区地域振興会から市地域振興会への地域振興活動補助金及び地域振興交付金等に係る分担金支出の流れ等については、次のとおりである。

ア 市地域振興会から区役所及び区地域振興会への分担金請求

(ア) 決裁・供覧

平成 20 年度における市地域振興会からの分担金請求については、市地域振興会における平成 20 年 5 月 23 日付け決裁・供覧「平成 20 年度大阪市地域振興会会計に係る各区負担金の請求について」によりなされていた。同決裁は、市地域振興会事務局職員 2 名（事務局長及び事務職員）及び市民局地域振興担当 3 名（課長、係長、係員）の計 5 名が押印していた。

このことについて、市民局地域振興担当によると、市地域振興会事務局職員 2 名が決裁を行い、市民局地域振興担当の 3 名が供覧を行ったとのことである。

本決裁によって、総額 12,014,121 円を依頼しているが、総額は市地域振興会において予算を策定し、所要額を算出しているとのことである。

(イ) 通知

上記決裁により、平成 20 年 5 月 23 日付けで、市地域振興会事務局から各区区民企画担当・地域振興担当あて、「大阪市地域振興会事務局経費の各区ご負担金事務について（お願い）」が出された。

また、上記通知に添付された、同日付け市地域振興会会長から各区地域振興会会長あて「平成 20 年度大阪市地域振興会事務局経費の負担について（お願い）」において、当該区地域振興会における負担額総額及び①負担金、②会長会年会費、③「わがまち」ごとの案分表が示されていた。

案分表によると、分担金の算定基礎は、①負担金（交付金×1.7%）、②会長会年会費（60,000 円）、③「わがまち」（年 4 回の発行部数（区により異なる）×単価（13 円））であることが示されていた。

イ 区地域振興会から市地域振興会への分担金支出について

（ア）区地域振興会における分担金支出

上記平成 20 年 5 月 23 日付け通知收受後、区地域振興会において、当該区地域振興会における負担額総額が、市地域振興会会長名義口座に振り込まれ、その後、市地域振興会会長から区地域振興会会長あて、領収書が出されていた。

（イ）分担金の市地域振興会会計への収入

「平成 20 年度大阪市地域振興会・大阪市赤十字奉仕団決算書」によると、各区分担金については、「事務局会計」に「各区分担金」として 5,551,129 円、「『わがまち』会計」に「各区購読料」として 5,022,992 円、「会長会会計」に「各区会長会費」として 1,440,000 円が計上されている。

ウ 市地域振興会事務局経費の各区分担金の内訳照会について

平成 20 年 11 月 21 日付けで、市地域振興会事務局から、各区区民企画担当・地域振興担当あて、各区分担金の内訳（補助金・交付金・その他）の照会がなされた。

エ 分担金に係る市地域振興会から区地域振興会への精算等について

平成 21 年 3 月 31 日付けで、市地域振興会会長から各区地域振興会事務局担当あて、「平成 20 年度大阪市地域振興会事業費（市事務局執行分）の精算について（報告）」が出され、分担金（事務局費・「わがまち」費・各区会長会費）に係る精算について、報告がなされた。

また同時に、各区で負担した補助金・交付金について使途報告がなされ、補助金負担部分に係る支出証拠書類（領収書等）の写しが該当区に同封された。

区における業務の例として、天王寺区地域振興会においては、分担金として、事務局分 128,775 円、区会長会費 60,000 円、広報紙「わがまち」制作費 96,200 円、合計 284,975 円を、7 月 15 日付けで区地域振興会から支出し、3 月 31 日付けで市地域振興会から補助金に係る精算報告を受け、その使途が要綱に反しないことを確認しているとのことである。

（7）市地域振興会における分担金の内訳と、区地域振興会における分担金の内訳が異なるもの

区地域振興会の決算書等を確認した結果、一部の区において、次のとおり、市地域振興会における分担金の内訳と、区地域振興会における決算上の分担金の内訳が異なるものがあった。

市民局によると、市地域振興会と区地域振興会とで使途の相違が生じた理由につ

いて、平成20年11月に、市地域振興会から、各区区民企画担当・地域振興担当あてに行った各区地域振興会からの分担金の内訳（補助金・交付金・その他）の照会時点では、内訳を確定できていない区地域振興会事務局があったと思料され、年度末の区地域振興会会計整理処理の際にその変更が生じたことに対して両者の十分な連絡調整がされないまま、平成21年3月31日付けで、市地域振興会から各区地域振興会事務局担当あて、使途報告がされたことが原因と考えられるとのことである。

- ・市地域振興会では「その他」であるが、区地域振興会では「交付金」となっているもの
[北区] (単位：円)

	補助金	交付金	その他	合計
市地域振興会における分担金の内訳	0	0	508,234	508,234
区地域振興会における決算上の分担金の内訳	0	254,117	254,117	508,234

- [西区] (単位：円)

	補助金	交付金	その他	合計
市地域振興会における分担金の内訳	0	0	353,819	353,819
区地域振興会における決算上の分担金の内訳	0	280,000	73,819	353,819

- ・市地域振興会では「補助金」又は「交付金」であるが、区地域振興会では「その他」となっているもの

- [此花区] (単位：円)

	補助金	交付金	その他	合計
市地域振興会における分担金の内訳	0	288,105	60,000	348,105
区地域振興会における決算上の分担金の内訳	0	144,053	204,052	348,105

- [東淀川区] (単位：円)

	補助金	交付金	その他	合計
市地域振興会における分担金の内訳	630,739	0	60,000	690,739
区地域振興会における決算上の分担金の内訳	315,369	0	375,370	690,739

- [阿倍野区] (単位：円)

	補助金	交付金	その他	合計
市地域振興会における分担金の内訳	0	509,150	0	509,150
区地域振興会における決算上の分担金の内訳	0	0	509,150	509,150

各区地域振興会からの分担金の内訳及び合計額について、上記のとおり、分担金の内訳が異なっていたことから、区地域振興会における決算上の分担金の内訳により、市地域振興会において分担金の内訳を修正すると、一部の区については、次の表の修正後のとおりとなる（括弧内数字は当初）。

(単位：円)

	補助金	交付金	その他	合計
北区	(当初)	0	0	(508, 234)
	(修正後)	0	254, 117	254, 117
都島区	0	0	386, 594	386, 594
福島区	0	258, 809	60, 000	318, 809
此花区	(当初)	0	(288, 105)	(348, 105)
	(修正後)	0	144, 053	204, 052
中央区	0	492, 639	60, 000	552, 639
西区	(当初)	0	0	(353, 819)
	(修正後)	0	280, 000	73, 819
港区	189, 920	189, 920	60, 000	439, 840
大正区	152, 952	152, 953	60, 000	365, 905
天王寺区	142, 487	142, 488	0	284, 975
浪速区	0	0	265, 875	265, 875
西淀川区	0	0	506, 264	506, 264
淀川区	130, 000	532, 225	0	662, 225
東淀川区	(当初)	(630, 739)	0	(690, 739)
	(修正後)	315, 369	0	375, 370
東成区	0	355, 175	60, 000	415, 175
生野区	0	0	628, 472	628, 472
旭区	204, 095	0	264, 095	468, 190
城東区	0	656, 430	60, 000	716, 430
鶴見区	0	387, 019	60, 000	447, 019
阿倍野区	(当初)	0	(509, 150)	(509, 150)
	(修正後)	0	0	509, 150
住之江区	0	0	584, 404	584, 404
住吉区	0	0	542, 605	542, 605
東住吉区	0	635, 935	0	635, 935
平野区	0	0	755, 804	755, 804
西成区	0	566, 914	60, 000	626, 914
合計	(当初)	(1, 450, 193)	(5, 167, 762)	(5, 396, 166)
	(修正後)	1, 134, 823	5, 048, 677	5, 830, 621
差 引	▲315, 370	▲119, 085	434, 455	0

(8) 平成 20 年度分担金に係る補助金・交付金の使途について

市民局によると、市地域振興会における分担金の内訳と、区地域振興会における分担金の内訳が異なるものを修正する必要があり、かつ、本来市交付金を充てることができる「運営のてびき」印刷代、「わがまち」制作費、事務費などに充てていない部分があったため、市地域振興会に確認したところ、交付金制度が初年度で制度の理解が十分でないまま仕分けを行ったとのことであった。そのため、あらためて市地域振興会において、適正な仕分けにより再整理を行ったところ、平成 20 年度分担金に係る補助金・交付金の使途については、次のとおりとなるとのことである（下線は、新たな使途に充てることとなる部分）。

なお、再整理後の精算報告については、平成 21 年 9 月 4 日付けで市地域振興会事務局長から各区地域振興会事務局担当あて、通知されている。

ア 補助金の使途について

(事務局費)

(単位：円)

使 途	当初	再整理後
「運営のてびき」編集制作費・印刷代	646,179	507,083
レンタルサーバ費	5,974	0

(「わがまち」費)

使 途	当初	再整理後
広報紙「わがまち」制作費	768,040	597,740

(会長会費)

使 途	当初	再整理後
各区会長会会場使用料	30,000	(同左)

イ 交付金の使途について

(事務局費)

(単位：円)

使 途	当初	再整理後
地域振興会・赤十字奉仕団大会負担金	586,449	594,559
日赤市地区本部分担金	1,386,587	491,479
「運営のてびき」印刷代	64,388	433,767
パソコン使用料	159,390	189,141
事務用品購入	11,435	127,266
赤十字奉仕団「要覧」印刷	116,133	123,375
<u>各区会長会（会議室使用料）</u>	0	112,000
町会長用バッチ作成費	105,000	(同左)
幹部研究会（バス借上料、高速代等）	84,000	88,500
女性部長研究会（会場使用料）	46,200	(同左)
レンタルサーバ使用料	17,640	42,420
印紙、手数料等	0	38,130
定型封筒作成費	32,550	(同左)
<u>役員防災研究会（講師謝礼）</u>	0	30,000

(「わがまち」費)

使 途	当初	再整理後
広報紙「わがまち」制作費	1,356,870	2,121,909
日赤市地区本部分担金	991,120	279,481
印紙、手数料等	0	12,900

(会長会費)

使 途	当初	再整理後
各区会長会会場使用料	120,000	90,000
「運営のてびき」追加分印刷費	60,000	(同左)
地域振興研究会講師謝礼	30,000	(同左)

(9) 平成 20 年度市地域振興会事務局 (一般) 会計等の事業ごとの分担金の使途について

市民局によると、前記再整理に基づく、平成 20 年度市地域振興会事務局 (一般) 会計等の事業ごとの使途等については、次のとおりである。(括弧内の補助金・交付金等の金額は、各区分担金の内訳)

(なお、「その他」には、市地域振興会の広告収入 600,000 円及び預金利子 72,987 円を含む。)

ア 事務局 (一般) 会計

(ア) 大会経費 (交付金 594,559 円)

地域振興会・赤十字奉仕団大会経費のうち永年勤続役員表彰記念品などを分担している。

(イ) 研究会 (交付金 164,700 円、その他 201,800 円)

役員が日常の地域活動を行ううえで一助となることを目的として、各種の研究会を開催している。

A 地域振興研究会

各区会長を対象に、地域振興会のあり方、行政協力など身近で今日的な研究課題をテーマとして開催した。(9月2日、於：KKRホテル大阪)

B 役員防災研究会

各区連合女性部長(331名)を対象に、防災に関わる研修を開催した。(8月29日、於：大阪市赤十字会館)

C 女性部長研究会

各区女性部長(22名)を対象に、まちの安全・街頭犯罪をテーマとして開催した。(10月16日、於：大阪キャッスルホテル)

D 幹部研究会

各区副会長を対象に、防災をテーマとして市の防災施設を見学。終了後に情報交換・交流を行った。(11月4日、於：住之江抽水所(現地視察)、大阪キャッスルホテル)

E 役員コミュニティ研究会

各区連合振興町会長（331名）を対象に、日本赤十字社の事業概要、地域活動における個人情報の取扱いを研究した。（2月18日、於：大阪赤十字会館）

(ウ) 各区会長会（交付金 112,000 円、その他 206,874 円）

24 区会長による連絡調整会議で、地域振興会・赤十字奉仕団に係る協議事項、市各局からポスター掲示・回覧等の行政情報の伝達依頼等について審議を行っている。（月 1 回開催）

(エ) 交通費（その他 182,240 円）

荷物の搬送・緊急を要する移動等で使用したタクシー等の交通費

(オ) 日赤市地区本部分担金（交付金 491,479 円、その他 908,521 円）

地域振興会・赤十字奉仕団業務を日赤市地区本部に委託している。

(カ) 印刷費（補助金 507,083 円、交付金 589,692 円、その他 566,175 円）

「運営のてびき」「要覧」等の制作・印刷等の費用を支出している。

(キ) 事務関係経費等（交付金 358,827 円、その他 909 円）

事務用品、パソコン使用料等の諸費用を支出している。

(ク) バッチ作成（交付金 105,000 円）

(ケ) その他（手数料、印紙等）（交付金 38,130 円）

イ 「わがまち」会計

地域振興会会員向けに機関紙「わがまち」を編集発行して、活動紹介・普及啓発を行っている。財源は、各区の購読料（合計 5,022,992 円）と広告収入 600,000 円である。

(ア) 編集印刷費（補助金 597,740 円、交付金 2,121,909 円、その他 280,351 円）

「わがまち」の編集・印刷を委託している。

(イ) 日赤市地区本部分担金（交付金 279,481 円、その他 720,519 円）

地域振興会・赤十字奉仕団業務を日赤市地区本部に委託している。

(ウ) 翌年度繰越金（その他 1,025,120 円）

契約期間の変更に伴う「わがまち」制作費 1 回分

(エ) 「わがまち」クイズ景品（その他 60,000 円）

(オ) その他（切手、収入印紙、振込手数料）（交付金 12,900 円）

ウ 災害対策積立金会計（その他 1,121,099 円）

会を構成する区地域振興会が大規模の自然災害によって被害を被った際に、本会より見舞金を支給するための積立てを行う。なお、平成 20 年度末における積立金総額は 11,956,133 円となっている。

エ 退職手当積立金会計

事務局職員が退職する場合に、支払うべき退職手当の要支給額に相当する金額の積立てを行うこととしていたが、平成 21 年 3 月に、日赤市地区本部会計に移管することとして廃止した。

オ 会長会会計（補助金 30,000 円、交付金 180,000 円、その他 1,230,000 円）

会員の親睦など、各区会長会の運営のため、1区6万円を分担金として収入している。各区会長会（月1回開催）、年末懇談会（12月8日開催）などを行っている。

(10) 日赤市地区本部と市地域振興会・市赤十字奉仕団との関係について

ア 日赤市地区本部（事務局）について

日赤市地区本部の事務局は、市民局執務室内にあり、事務局職員2名（事務局長及び事務員）は、市地域振興会・市赤十字奉仕団の事務局職員を兼ねている（兼務発令等はなし。）。

このことについて、市民局によると、日赤市地区本部の事務局職員が、赤十字奉仕団規則（昭和31年10月8日本達乙第5号）第6条（関係機関及び団体との連絡）等の規定に基づき、同地区本部との密接な連絡が必要なことなどから市赤十字奉仕団事務局を兼ねており、その後昭和50年にコミュニティづくりを担う組織として市地域振興会が、市赤十字奉仕団と同じ地域、会員、役員を同じくする組織として発足した経過があり、市地域振興会事務局も兼ねているとのことである。

(ア) 職員の雇用について

地区本部長（副市長）、副地区本部長（市民局長及び市民部長）、幹事（地域振興担当課長）の決裁により、現事務局長は、平成20年6月1日付けで採用されている。

決裁に添付された資料によると、事務分掌は、

- ・日赤府支部との連絡調整に関すること
- ・大阪市との連絡調整に関すること
- ・市地域振興会各区会長・市赤十字奉仕団各団長との連絡調整に関すること
- ・市地域振興会・市赤十字奉仕団の組織整備に関すること
- ・市地域振興会・市赤十字奉仕団役員会等各種会議の開催に関すること
- ・市地域振興会・市赤十字奉仕団の広報に関すること など

となっている。

また、事務内容は、

- ・日赤社資募集各地区目標額の算定
- ・市地域振興会・市赤十字奉仕団各種会議の開催
- ・「わがまち」（市地域振興会機関紙）の編集発行（年4回）
- ・各種役員研修会の企画と実施
- ・日赤市地区本部維持費会計事務 など

となっている。

なお、現事務職員については、副地区本部長までの決裁により、平成19年4月1日付けで採用されている。

また、市民局内に地区本部事務局を設置していることについて、市民局によると、日本赤十字社法を受けて定められた日本赤十字社定款（昭和27年10月31日本達甲第3号）の第61条第3項において、「政令指定都市に前項の規定による地区を総括するため、地区本部を置き、その市名を冠称す

る。」と定められており、また、日本赤十字社は日本国憲法第 89 条に定める「公の支配」に属するとする政府見解があること、日本赤十字社の業務は地方公共団体が行うべき業務である「住民の安全・健康及び福祉を維持すること」及び「防災・罹災者の救護を行うこと」と密接に関連があること等に鑑み、行政の補完機能を果たしている日本赤十字社と緊密な連携を保つ必要があることから本市職員が受嘱するものとして、災害救護や保健衛生等の活動や社資募集に取り組む住民組織（町内会）の担当を所管する市民局において事務局を担当してきたとのことである。

(イ) 平成 20 年度日赤市地区本部運営助成金の交付について

A 交付申請及び交付決定

日赤市地区本部本部長から日赤府支部支部長あてに、「平成 20 年度日赤大阪市地区本部運営助成金の交付申請について」（平成 20 年 4 月 1 日付け赤大地本第 001 号）により交付申請がなされていた。同通知には、「平成 20 年度運営助成金予算書」が添付され、人件費 8,400,000 円、人件費を除く事務経費 600,000 円、合計 9,000,000 円とされていた。

また、日赤府支部支部長から日赤市地区本部本部長あて、「平成 20 年度日赤市地区本部運営助成金の交付について」（平成 20 年 4 月 16 日付け阪支振第 156 号）により、同金額の交付決定がなされていた。

B 精算報告

平成 21 年 3 月 31 日付けで、日赤市地区本部本部長から日赤府支部支部長あて、「平成 20 年度日赤大阪市地区本部運営助成金の精算報告および日本赤十字社大阪市地区本部の決算報告について」が出され、精算報告として、平成 20 年度運営助成金精算書（人件費 8,261,892 円（使途として給料賞与、社会保険料、事業主負担）、人件費を除く事務経費 738,108 円（使途として慶弔費、雑費））が添付され、決算報告として、平成 20 年度日赤市地区本部決算書が添付されていた。

(ウ) 日赤市地区本部と市地域振興会・市赤十字奉仕団との契約について

A 契約の締結

平成 20 年 4 月 1 日付けで、市地域振興会長・市赤十字奉仕団長と市地区本部長との間で、「平成 20 年度大阪市地域振興会・大阪市赤十字奉仕団にかかわる業務」について、2,400,000 円の業務委託契約書が締結された。

仕様書によると、業務内容は、(1)各区会長会の企画と実施にかかる業務、(2)機関紙「わがまち」の編集にかかる業務、(3)市地域振興会大会・市赤十字奉仕団大会の企画と実施に係る業務、(4)各種研修会の企画と実施にかかる業務、(5)関係機関等との連絡調整等にかかる業務、(6)各種資料作成等にかかる業務、(7)その他市地域振興会・市赤十字奉仕団に関わる業務、などとされていた。

B 精算報告

平成 21 年 3 月 31 日付けで、日赤市地区本部本部長から市地域振興会長・市赤十字奉仕団長あてに、「平成 20 年度業務委託契約にかかる精算報告に

ついて」が出された。同報告によると、収支は収入 2,400,000 円、支出 2,400,000 円、差し引き 0 円で、また、開催された大会、各区会長会、研究会の日程等を含む「平成 20 年度事業報告」及び「平成 20 年度日本赤十字社大阪市地区本部決算資料」が添付されていた。

(エ) 日赤府支部地区区分区交付金等調査の結果について

平成 21 年 4 月 30 日に、日赤府支部により、日赤府支部地区区分区交付金等調査が実施され、平成 21 年 6 月 8 日付けで、日赤府支部長から日赤市地区本部長あて調査結果の通知があった。

同通知による改善すべき事項として、

- ・運営助成金の出納については、地区本部と市地域振興会の会計処理を明確に区分するように改めること
- ・地区本部の業務については、地区本部の業務と市地域振興会の業務が混在している部分が見受けられるので、今後は両者の業務分担を明確にするように改め、事務員の雇用については、日本赤十字社支部規則（平成 5 年 3 月 11 日本達甲第 3 号）第 12 条第 4 項に基づき、業務量等を種々検討した結果、事務員は 1 名と判断すること
- ・業務委託契約については、貴地区本部と市地域振興会との業務委託契約については、赤十字事業以外の事業を受託することは定款上において問題があるため、今年度から廃止するように改めること

などが挙げられていた。

イ 遺族見舞金積立金について

市民局によると、日赤市地区本部の会計で、（名称のとおり）団員等の遺族への見舞金を支給するための積立てであるが、積立金規程は存在せず、これまでの執行実績もないとのことである。

平成 20 年度日赤市地区本部決算資料によると、遺族見舞金積立金会計へ 889,770 円が新たに積立てられ、平成 20 年度末における積立金合計は 4,533,098 円となっている。

ウ 日赤市地区本部に対する日赤府支部運営助成金と市地域振興会からの分担金について

平成 20 年度日赤市地区本部決算書によると、日赤市地区本部の収入は、日赤府支部からの運営助成金 9,000,000 円及び市地域振興会からの分担金（業務委託料）2,400,000 円など、計 11,403,299 円となっている。支出は、事務職員 2 名の給料等人件費 9,415,121 円、退職引当金 360,300 円、遺族見舞金積立金 889,770 円、慶弔費 403,400 円、雑費 334,708 円となっている。

また、平成 20 年度日赤市地区本部決算書と平成 20 年度運営助成金精算書の内容を確認することにより、市地域振興会からの日赤地区本部分担金

（2,400,000 円）の使途について、人件費等（運営助成金等が充てられた残額 1,510,230 円）及び遺族見舞金積立金（889,770 円）に充てられたことが推認できる。

市地域振興会から区地域振興会への使途報告によると、当初の分担金の内訳は、交付金 2,377,707 円、その他 22,293 円であることが確認できた。

一方、市民局によると、前記（17 頁）のとおり適正な仕分けにより再整理を行ったところ、日赤市地区本部分担金の内訳は、交付金 770,960 円、その他 1,629,040 円となるとのことである。また、日赤市地区本部分担金の使途として、交付金（770,960 円）は人件費に、その他（1,629,040 円）は人件費の一部と退職引当金及び遺族見舞金積立金に充てるとのことであった。

2 監査対象局の陳述内容等

(1) 市民局

今回請求に関して、それぞれの組織の経緯については、日赤市地区本部は、日本赤十字社定款により設置を定められたもので、本市においては、法律上地方公共団体が日本赤十字社の業務をしなければならないということを明記した規定はないが、日赤からの要請に応じて本市として副市長が地区本部長を受嘱しており、その補助組織として市民局が業務を担当している。

さらに、市赤十字奉仕団については、赤十字奉仕団規則により地区本部又は地区が必要な経費を負担して活動する組織と定められており、本市においては昭和 24 年 10 月に 22 区のすべてに区赤十字奉仕団が結成され、その連合体として「大阪市赤十字奉仕団」が結成され、災害救助や戦後復興などに大きな役割を果たし、行政広報などの行政協力活動や地域活動にも取り組んできた。

さらに、都市化の進展とともに地域における新たなコミュニティづくりを担う組織として、市赤十字奉仕団と構成員・役員を同じくする一体の組織として、昭和 50 年 6 月に「大阪市地域振興会」が結成された。

このような経過から、市赤十字奉仕団と市地域振興会は結果として同一組織として運営してきていると認識している。

地域振興会・赤十字奉仕団の組織構成は、約 86 万世帯を束ねる、概ね 20 世帯の各班から、約 4,000 の振興町会、331 の連合振興町会、24 区、市とそれぞれの単位ごとに体系的に組織され、地域コミュニティづくりの中心的な役割を担っていただいている。

このうち、市地域振興会・市赤十字奉仕団については、24 区の地域振興会を構成員として、地域振興活動情報の広報誌の発行、コミュニティに関する研究事業、各種研修事業、本市行政協力事項の取りまとめ窓口としての各区会長会など、連合単位、区単位ではできない役割を担っている組織と認識している。

このような住民組織であることから、本市として区役所も含めて地域振興会・赤十字奉仕団への支援を行い、市地域振興会は、各区共同の業務を行っており、その経費の大部分は、その構成員である区の地域振興会において分担されている。

区地域振興会から市地域振興会への分担金について、地域振興活動補助金は、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対して補助する制度としてこれまでの事業委託を改め平成 18 年度に新設し、平成 20 年度における執行額は 1 億 189 万 1,860 円で、補助率 2 分の 1 の事業補助金である。

一方、地域振興交付金は、地域振興会への支援の推移のなかで、ポスターの掲示やチラシの回覧などの各種行政協力への対価として交付し、地域活動を促進するための活動に要する基礎的な経費を支援する制度として平成 20 年度から新設した、執行額 3 億 2,559 万 323 円の団体の役務に対する交付金である。

補助金と交付金という 2 つの異なる費目での支援とすることにより、団体の事業活動を促進するとともに団体運営の基礎的な部分を支援することとなり、活動の活性化と安定的な運営の両立が図れる仕組みとしている。

なお、具体的な団体への支出手続きとしては、市民局から各区役所に予算配分し、各区役所が各区地域振興会からの申請により交付決定し、支出している。

次に、区地域振興会から市地域振興会への分担金についてであるが、平成 17 年度までは本市から市地域振興会に対して、コミュニティづくりの推進、防災意識の啓発事業を委託してきたが、平成 18 年度からは、地域での団体活動の活性化に向け、各区の地域振興会に対する事業補助に改め、24 区の地域振興会でまとまって実施したほうが効果的な研究会や広報などの事業経費については、各区から分担金として拠出した経費を充てることとした。

平成 20 年度における分担金の処理として、市地域振興会事務局では、区地域振興会事務局に照会し、その回答に基づき確認した補助金、交付金、連合振興町会からの会費等その他財源など分担金の費目に応じた適正な使途に充てるよう執行し、年度末終了後に補助金についてはその必要な手続きとして、支出費目がわかる領収書等の写しを添え精算し、交付金についてはその使途について報告して各区地域振興会事務局に送付、各区地域振興会は各区に精算報告し、各区はこれらを審査のうえ適正であったと確認している。また、市地域振興会は各区会長会においてこれらの決算報告を承認し、あわせて会計監査も経ていることを確認している。

市地域振興会会計の分担金のうち補助金部分については、補助金要綱第 3 条第 1 項に定めるコミュニティづくりに関する事業として、各種研究会や手引書の作成、広報紙「わがまち」の発行、各区会長会の会場費など各地域のコミュニティづくりに関する事業に適正に支出されていることを確認した。

また、地域振興交付金については、その制度の趣旨として、各種行政協力への対価として交付しているものであり、交付金要綱第 3 条第 3 項に定める「地域振興会の運営に関する活動」として、市地域振興会の運営経費に充てられており適正な支出と確認している。

基金・積立金についてであるが、災害対策積立金については、その財源については各区地域振興会からの分担金によって充てられていたが、市からの補助金・交付金は充てられていないことを確認した。退職手当積立金については、平成 20 年度当初団体会計により予算化されていたが、当面の事務局職員の退職手当金は充足されていたため、退職手当積立金の執行はなかったことを確認した。

会議等への市職員の出席についてであるが、市地域振興会の開催する懇親等の行事に意見交換や行政協力依頼等のため、市長以下幹部職員が参加することはあるが、各区会長会経費から支出されている飲食代金に市補助金等は充てられていないこと

を確認している。

市地域振興会大会・赤十字奉仕団大会への事業補助については、同大会事業補助金交付要綱により市地域振興会に対して事業補助を行っているもので、各区、各地域の地域活動の中心的役割を担われている約 2,000 名の町会長等役員の参加のもと、組織の連帯と交流、意識の共有化を図るべく年に一度開催されているものであり、本市行政への更なる理解や協力の促進にもつながるものとして、その必要な経費を全額補助しているものである。

次に、日赤市地区本部と市地域振興会との関わりとその業務及び会計について、日赤市地区本部の組織については、日本赤十字社定款に基づき設置しており、副市長が本部長、市民局長と市民部長が副本部長、市民局市民部の地域振興担当課長が幹事、同じく担当係長が事務委員となっているが、本市においては日赤奉仕団活動が活発であることから、本市OBの事務局長と事務員の専任職員 2 名体制で日赤地区本部業務とあわせて市赤十字奉仕団業務を担っている。

次に、地域振興会関係業務については、事務分掌規則（昭和 24 年大阪市規則第 133 号）に定める「地域の振興に関すること」として、市民局市民部地域振興担当において、地域住民の多数が加入し、コミュニティづくりを行うとともに、行政協力活動をその目的として掲げている地域活動団体である地域振興会の活動を支援している。

市地域振興会は、昭和 50 年にコミュニティづくりを担う組織として市赤十字奉仕団と各地域まで、会員、役員を同じくする組織として発足し一体として運営されてきたという本市独自の経過がある。

このことから事務局については、日赤市地区本部との間で業務委託契約が締結され、同地区本部の業務として、市地域振興会・市赤十字奉仕団の事務局が運営され、その経費については日赤府支部からの運営助成金と両組織間で締結した業務委託料により賄われている。

日赤市地区本部の事務スペースについては、日本赤十字社が政府見解で言う「公の支配」に属する団体であることから、便宜供与を行っている。

日赤地区本部運営助成金と日赤分担金（業務委託料）の関連についてであるが、平成 20 年度に、市地域振興会は日赤市地区本部への分担金として事務局会計から 140 万円と、「わがまち」会計から 100 万円の合わせて 240 万円を支出しており、日赤市地区本部はその委託料と日赤府支部からの運営助成金を財源として、日赤地区本部就業規則等の規定により、事務職員の人件費等を支出している。

この日赤市地区本部へは、補助金の支出はない。また、交付金については、交付金要綱第 3 条第 3 項に定める「地域振興会の運営に関する活動」として、市地域振興会の運営経費に充てられた適正な支出であることを確認している。

次に、日赤市地区本部及び市地域振興会の改善状況についてであるが、日赤府支部長から平成 21 年 4 月 30 日付けで日赤市地区本部業務及び会計等について調査があり、同年 6 月 8 日付けで報告があった。

その内容は、日赤地区本部の業務及び会計については適正に執行されているものの、今後日赤地区本部と市地域振興会との業務・会計を明確に区分することなど一

部改善を要するとの指摘もあり、現在その改善について取り組んでいる。

日赤市地区本部としては、今年度から市地域振興会との業務委託契約については取り止め、事務員は、日赤府支部の報告どおり、本年 10 月 1 日から常勤事務員 1 名とし、本市OBである事務局長は 9 月末日をもって雇用契約を解除することとし、事務局運営及び事業の財源は府支部からの運営助成金のみとして、市地域振興会の業務、会計とは明確に区分していく方針である。

一方、市地域振興会の業務についても、本年 10 月 1 日から日赤地区本部とは別の事務局体制を設置し、業務、会計を明確に区分していく方針である。

また、市地域振興会大会・赤十字奉仕団大会への事業補助に関しても、必要な支援ではあるものの、本市の厳しい財政事情に鑑み、平成 21 年度はアトラクションを講演会に変更するなどの見直しを行っており、今後は補助金での対象は第一部の表彰及び式典などに係る経費として、第二部の経費は団体負担をお願いするなど引き続き経費の削減について、団体と協議しながら努力してまいりたい。

あわせて、それぞれの地域振興会組織の単位ごとの会計処理の明確化、適正化にむけて鋭意取り組んでいるところであり、すべての単位への定着までには、時間を要するが、補助金の使途については、前回請求時の監査委員からの指摘も踏まえ、区において一層厳格な審査ができるような体制を確立し、交付金の使途についても、地域活動に活かされていることが詳細に説明できるようにしていく。今後より一層の団体会計の透明化、適正化を図っていくよう市民局と区とが連携して支援していく。

(2) 天王寺区役所

天王寺区役所における市地域振興会への分担金に係る地域振興活動補助金及び地域振興交付金の執行状況について、平成 20 年度を例に説明する。

区役所としては、区役所事務分掌規則（昭和 42 年大阪市規則第 44 号）第 1 条第 4 号において区役所の分掌事務として「地域の振興に関すること」が定められており、この規定に基づき、地域住民の大多数が加入し、防災や地域安全に関する自主活動を行うとともに、行政協力活動をその目的としている区地域振興会の活動を支援する業務を実施している。

具体的な業務内容としては、区地域振興会の事務局として、役員会の運営や会計処理などを行うほか、24 区の地域振興会により構成される市地域振興会との連絡調整業務として、市地域振興会が開催する各種研修会、研究会への参加者の調整、機関紙への記事提供、分担金の支払などを行っている。

また、地域振興活動補助金及び地域振興交付金を執行する市の立場として、市民局から区役所に配分された予算の範囲内で、区地域振興会に対する、これらの補助金及び交付金の交付決定、補助金の確定・精算に関する業務を行っている。

事務の具体的な流れについてであるが、まず、補助金については、区地域振興会の事務局として、年度当初に各連合振興町会から当該年度に予定している事業の内容を聞き取り、その聞き取った事業の内容をチェックして、その中から補助金要綱第 3 条に定める補助対象事業を選別する。

選別された事業と、区地域振興会の事務費や市地域振興会への分担金を基に、区

地域振興会としての事業計画書及び収支予算書を作成し、これを基に補助金交付申請書を作成する。

次に、市の予算執行をする立場として、補助金交付申請書を基に補助金の交付決定を行い、概算払により支出している。そして、事業終了後、領収書をもとに実績報告書を作成し、補助金額を確定させ、精算を行っている。

交付金については、交付金要綱第4条に定める算定基準により算出した金額について交付申請書を作成し、交付決定を行い、前金払いにより支出している。

交付金の交付対象となる行政協力活動の確認については、区役所において、各連合振興町会等の活動内容が概ね把握できているので、年度末の事業完了後、その把握している内容を基に、必要に応じて各連合振興町会に確認しながら、実績報告書を作成するとともに、市民局にその写しを提出している。

平成20年度に区地域振興会から市地域振興会に支払った分担金の財源とその使途のチェックの方法についてであるが、平成20年5月23日付けで市地域振興会からの依頼を受けて、分担金として、負担金12万8,775円、区会長会費6万円、広報紙「わがまち」制作費9万6,200円、合計28万4,975円を7月15日に支払っているが、この時点では補助金の交付申請を行っていなかったことから、交付金から一旦支払い、補助金交付後の年度末に、補助率である2分の1以内の14万2,487円について、補助金からの支出という形で振替え整理している。

分担金の使途のチェックについては、平成21年3月31日付けの市地域振興会からの使途報告書において使途の内容が明らかにされ、証拠書類として支払先の領収書の写しも添付されており、当区の地域振興会が分担金として支出した事務局分12万8,775円が「運営のてびき」印刷代の一部に、区会長会費6万円が「4月分と12月分の会長会の会議室使用料」の一部に、広報紙「わがまち」制作費9万6,200円がその制作費の一部に、領収書等によりそれぞれ充てられていることを確認している。

市地域振興会への分担金の一部に市からの補助金が充てられていることについてであるが、市地域振興会は、市におけるコミュニティづくりをその活動の目的とし、個々の振興町会を活動単位として、各連合振興町会、各区地域振興会と連絡調整を図りながら、その活動を行っており、活動単位である各振興町会や、各連合振興町会・各区地域振興会の個々の活動は市地域振興会の活動そのものであると同時に、市地域振興会としての活動は各振興町会、各連合振興町会、各区地域振興会が共同で行う事業と評価できると考えられる。

そして、市地域振興会が、その円滑な組織運営を図るため、活動内容やこれからの課題、組織運営・会計事務の標準モデルを盛り込んだ「運営のてびき」を作成すること、各区地域振興会の活動について各区間での連絡調整や意思決定を行うために会長会を開催すること、広報活動として「わがまち」を作成することは、各振興町会、各連合振興町会、各区地域振興会が共同で行うコミュニティづくり活動の一環であり、当区の地域振興会にとっても、補助金要綱第3条第1項第1号において補助対象事業とされている「コミュニティづくりに関する事業」と位置づけることができる。

そして、市地域振興会への分担金は、この「コミュニティづくりに関する事業」に要する経費に充てられるものであり、同要綱第3条第2項及び別表1において補助対象経費とされている「分担金」に該当することから、市からの補助金をこれらの経費の一部に充てたものである。

また、交付金については、交付金要綱第3条において、「市地域振興会が行う同条各号に掲げる行政協力活動の経費」を対象とすることとされ、同条第3号には「地域振興会の運営に関する活動」が挙げられており、また、交付金は、区地域振興会による各種行政協力活動の対価として交付しているものであり、活動が行われていることが確認できれば、交付金の具体的な用途については、区地域振興会の裁量に委ねられていると考えられる。

そして、当区の地域振興会が支払った分担金は、先ほど申し上げたように、「運営のてびき」印刷代、各区会長会の会議室使用料、広報紙の制作費といった市地域振興会の運営に関する活動の経費の一部に充てられているものである。

このように、天王寺区役所としては、市地域振興会への分担金に市からの補助金や交付金を充てたことは要綱に則ったもので、適正なものであると考えている。

3 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求は、各区地域振興会に対して平成20年度に支出された地域振興活動補助金及び地域振興交付金のうち請求人が分担金として市地域振興会（事務局）に還流したとするものについては、補助金規則等に反するなど、違法不当な公金支出であるとしてなされたものと解される。

(1) 補助金、交付金が還流したとする点について

請求人が、各区地域振興会から市地域振興会に分担金として還流したとする地域振興活動補助金、地域振興交付金について、監査対象局によると、平成20年度分担金（総額1,201万4,121円）には、補助金145万193円、交付金516万7,762円が充てられる一方で、連合振興町会等からの会費等その他（公金以外）の財源も539万6,166円（分担金総額のおよそ半分）が含まれ、また、分担金にいかなる財源を充てるかは各区地域振興会の各自判断によるものであった（すべて公金を充てている区、すべて公金以外を充てている区、両者を充てている区、比率も含めて様々であった。）。

請求人は、市地域振興会への分担金がすべて公金であるとの前提で、市主導の違法な還流システム（公金支出システム）があると見なしているようにも解されるが、請求人が主張するような還流の仕組みがあるというよりは、監査対象局が説明するように、独自の財源をほとんどもたない市地域振興会が、各区地域振興会と同様に地域のコミュニティづくりに資する事業を行うため、その財源を分担金として構成団体である各区地域振興会に求めたとみることも可能である。

還流であるか否かの認識や当否はさておき、補助金及び交付金が結果的に目的外に使用されるなどの事実があれば、本市の損害となり得る反面、公金以外の財源か

らの支出であれば、返還を求める請求人の主張はその前提を欠くのであるから、以下、この観点から検討する。

(2) 補助金、交付金の目的外使用等の有無について

請求人は、各区地域振興会から分担金として市地域振興会（事務局）に還流した補助金等は、それらの用途においても補助金規則等に反する違法不当な公金の支出にあたりとし、具体的には、人件費は日赤府支部から年間 900 万円が支給されながら、不足分を市補助金から違法に補填してきた、日赤市地区本部分担金は意味不明、要は人件費や日赤への寄付金、大会経費の助成金は不要、各種研究費のホテル代・飲食費は不要、また、余剰金を「基金」としているが、実際は裏金・プール金で、事務局職員の退職金などに充てられてきたなどと主張するものと解される。

この点、監査対象局は、補助金及び交付金の用途について確認したところ、補助金規則並びに交付要綱の趣旨に沿った運用、処理がなされており、適正に支出されている、市地域振興会は、日赤市地区本部への分担金（業務委託料）として 240 万円を支出し、日赤市地区本部はその委託料と日赤府支部からの運営助成金 900 万円を財源として、事務局職員 2 名の人件費等を支出しているが、この日赤市地区本部への分担金については、補助金の充当はなく、一部、交付金が充てられているものの、それらは地域振興会の運営に関する活動として適正な支出である、また、災害対策積立金については、補助金や交付金は充てられておらず、退職手当積立金の執行はなかった旨説明する。

ア 補助金の用途について

本件補助金は、補助金要綱に基づき、コミュニティづくりに関する事業、その他地域の活性化につながる事業などを対象として、その 2 分の 1 に相当する額を補助対象経費とするとされているところ、市地域振興会から各区地域振興会への分担金の用途報告によると、補助金 145 万 193 円は、「運営のてびき」編集制作費・印刷代、広報紙「わがまち」制作費、各区会長会会場使用料及びレンタルサーバ費の各対象経費の 2 分の 1 以内の経費として充当されていた。

上記用途は、地域振興に係る幅広い業務を担う市地域振興会が、地域コミュニティの活性化を図るべく、構成団体の円滑な組織運営の支援やより多くの市民に活動を周知するものであって、また、地域で中心的な役割を担う各区地域振興会会長らが集まり、意思決定、情報交換を行うことは、コミュニティづくりに資するものでないとは言えない。

イ 交付金の用途について

本件交付金は、交付金要綱に基づき、行政連絡の周知に関する活動、地域振興会の運営に関する活動など、行政協力活動の経費を対象として、各区地域振興会に交付されるものであり、要綱に定める交付対象に係る活動の範囲内において、交付金の具体的な用途は、一定程度、地域振興会側の裁量に委ねられると考えられるところ、市地域振興会から各区地域振興会への分担金の用途報告によると、交付金 516 万 7,762 円は、市地域振興会大会負担金、日赤市地区本部分担金、広報紙「わがまち」制作費、「要覧」・「運営のてびき」印刷代、研究会等会場使用料・バス借上料・講師謝礼、バッチ作成費、パソコン使用料及び事務用品購入

などに充当されていた。一方、請求人の言う飲食費や、市地域振興会の災害対策積立金や退職手当積立金には、交付金は充てられていなかった（なお、退職手当積立金は平成 21 年 3 月に日赤市地区本部職員退職手当積立金に移管・廃止されている。）。

上記使途の多くは、地域振興会の運営に関する活動と推認できるものであり、請求人が不要とする市地域振興会大会負担金は、大会に参加する永年勤続役員表彰の記念品等に支出されているものであって、社会通念上、許容できないものではなく、地域振興会の運営に関する活動の一環でないとまでは言えない。

また、日赤市地区本部分担金については、市地域振興会と日赤市地区本部との間で「市地域振興会・市赤十字奉仕団にかかわる業務」委託契約が結ばれ、この委託金額の一部に交付金が充てられていたが、委託金額の内訳は、日赤府支部に提出された精算報告添付資料から、日赤市地区本部職員の人件費の一部、退職手当積立金及び遺族見舞金積立金であったことが確認でき、人件費、退職手当積立金については、日赤市地区本部職員が市地域振興会・市赤十字奉仕団の業務を行う役務の対価とも言うものであって、その精算報告に添付された平成 20 年度事業報告からも当該年度の業務実績について確認でき、その業務内容は地域振興会（赤十字奉仕団を含む。）の運営に関する活動等でないとまでは言えない。

しかしながら、遺族見舞金積立金については、現時点においても積立に係る規程が存在せず、かつ、これまでの執行実績も一切ないにもかかわらず、平成 20 年度においても、漫然と約 89 万円が積み立てられたものと言わざるを得ず、次年度の事業に充当すべき合理的な事情が存在するとは言えないとも考えられ、法第 2 条第 14 項の趣旨（最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない）からも、不適正・不適切な事務処理となる可能性があるとも言うべきである。

ウ 補助金、交付金の使途の再整理について

ところで、監査の過程において、一部の区で市地域振興会から各区地域振興会への分担金の使途内訳報告（補助金、交付金、その他）と、各区地域振興会から区役所への補助金、交付金の使途に係る報告内容が異なるものがあることが判明した。

これらは、監査対象局によると、平成 20 年 11 月に市地域振興会から各区役所あてに行った分担金の内訳の照会后、年度末の区地域振興会会計処理の際に内訳変更が生じたことについて両団体間での十分な連絡調整がなされないまま、市地域振興会から各区地域振興会あて使途報告（当初整理）がなされたことによるもので、最終的には、市地域振興会への分担金の内訳は、補助金 113 万 4,823 円（31 万 5,370 円減）、交付金 504 万 8,677 円（11 万 9,085 円減）、その他 583 万 621 円（43 万 4,455 円増）となることであった。

また、市地域振興会は、今回判明した分担金の内訳変更により、改めて現時点における使途を再整理し、主に「運営のてびき」印刷代や広報紙「わがまち」制作費などに交付金を充てるとともに、遺族見舞金積立金等への交付金充当を行わないこととしたことであった。なお、再整理後新たに交付金を充てること

とした使途についても、地域振興会の運営に関する活動と推認できるものであるから、交付金の使途として不適切なものとは言えない。

これらの再整理は、急造の辻褃合わせと見えなくもなく大いに疑問と言わざるを得ないものの、市地域振興会において改めて再整理した内容からは、当初整理とは別に交付金の充当可能な支出があり、かつ、公金以外の財源も相当額あること、また、交付金制度が平成 20 年度から開始され、制度認識や市地域振興会と各区地域振興会との間の連絡調整が必ずしも十分ではなかったこともやむを得ないという点もあることを一定斟酌すれば、分担金の使途整理が適切ではなかったという問題はあるとはいえ、そのことをもって直ちに本市に損害が発生するとまでは言えないと判断せざるを得ない。

4 結 論

以上の判断により、請求人の主張には理由がない。

(意見)

本件請求に対する判断、結論は前記のとおりであるが、各区地域振興会から市地域振興会への分担金は、その財源が、補助金、交付金、その他（公金以外）と各区様々であって、また、その使途も非常に分かりにくく、市民に疑念をもたれることもやむを得ないものであった点は否めない。

特に、交付金を財源として業務委託料の形で市地域振興会から支出されている日赤市地区本部分担金のうち、遺族見舞金積立金については、積立に関する規程もなく、剰余金がプールされていると解されても正に無理もないと言わざるを得ない状態であった。また、この業務委託契約自体、市地域振興会長兼市赤十字奉仕団長と日赤市地区本部長との間の契約との形をとってはいるものの、その事務局職員は同一であることから、契約の形態としても不自然なものと言わざるを得ない。

監査対象局においては、今後、市地域振興会及び日赤市地区本部の活動を支援する立場から、市地域振興会会計及び日赤市地区本部会計の透明化、適正化を図り、今回判明した不透明な積立金のあり方について改善する必要があることはもとより、市民の理解と信頼を得られるような体制整備を改めて一層推進すべきである。